

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）」に対する意見募集について
(国内希少野生動植物種の追加等)

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
郵送	1 通
電子メール	2 通
計	3 通

(2) 整理した意見の総数

- ・ 今回の改正政令案に係る意見 3 件
- ・ その他の意見 1 件

2 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【改正政令案に係る意見】			
1	1	絶滅のおそれが高いため。	頂いた御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁殖が容易であり、人工繁殖個体が販売されているため。 ・ 交雑防止のためには自生地を生息地等保護区かつ管理地区に指定することで植栽等を防ぐのが適当。 	商業的に個体の繁殖をさせることができる種については特定第一種国内希少野生動植物としての指定を検討しますが、これにより必ず特定第一種国内希少野生動植物種として指定されるわけではありません。本種については、繁殖品の流通状況等も情報収集した上、これも踏まえて有識者に意見を伺い検討した結果、国内希少野生動植物種としての指定が適当と判断しました。その他につきましては今後の

				施策の参考にさせていただきます。
3	今回指定した国内希少野生動植物種について問題の無い範囲で指定の根拠資料を示して欲しい。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・指定に係る科学的根拠が不明瞭。 ・個体数や生息地の減少率は公開しても問題ないと考えられる。 	令和2年度希少野生動植物種専門家科学委員会の資料を御参照ください。なお、個体数や生息地面積の減少率等、その種が絶滅のおそれがあると判定された根拠については、レッドデータブック 2014 またはレッドリスト 2017・2020 の補遺資料を御参照ください。
【その他の意見】				
1	2020年に300種指定する目標について、種数の根拠を示して欲しい。数値目標を立てるのではなく、種毎に指定解除までの計画を立てたうえで指定をするべき。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護に係る計画や保護区の指定を伴わず国内希少野生動植物種の指定を増やしていくこと、また国内希少野生動植物種の指定解除が少ないことは問題。 	今回の施行令改正の対象種に関する意見ではありませんが、御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、国内希少野生動植物種の指定については絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略により、当面、2020年までに300種を指定することを目指し、候補種の選定について検討することとしています。この目標は施策進捗の目安とするもので、実際の指定の検討にあたっては、種ごとに、科学的知見を踏まえ、専門家の意見も聴きながら適切に行ってまいります。